

学校経営のポイント

## テロルと被害国の“自衛権行使”

若井 彌一

大方の予想していたことではあったと思われるが、アメリカ軍（イギリス軍も参戦）によるタリバン制圧のための軍事攻撃が10月7日開始された。

### 開始されたタリバンへの“軍事攻撃”

9月11日に発生した、アメリカの世界貿易センタービル等への飛行機突入という手段による爆破事件に、イスラム原理主義を標榜するウサマ・ビンラディンという人物が関与している疑いが強く、その身柄引渡しをアメリカ側が要求しているのに対して、タリバン側が、明白な証拠が提示されない限り、その要求には応じられない、との強硬姿勢を変えないことに対して取られた軍事的手段であったとみられる。

犠牲者の数が6,000人をも上回ると予想されている大惨事が、テロル（Terror・独語）によるものであることがほぼ確実となり、アメリカのみならず40カ国を超える国々がアメリカの軍事力を行使してのタリバン勢力攻撃を支持しており、10月7日の軍事攻撃はこのような支持を背景として敢行された。

あれだけの被害を受けたのだから、ある程度の「報復」的軍事行動は当然だと素朴に思う人も少なくないかもしれない。

しかし、注意してほしいのは、国際連合憲章（以下、「国連憲章」という）では、「報復」的軍事行動を容認していないということである。

国連憲章では、限定的な自衛権の行使が認められているにとどまっている。

条文を掲げておこう。

\*

国連憲章第51条 この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合に

は、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない。この自衛権の行使に当って加盟国がとった措置は、直ちに安全保障理事会に報告しなければならない。また、この措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持又は回復のために必要と認める行動をいつでもこの憲章に基く権能及び責任に対しては、いかなる影響も及ぼすものではない。

### 国連憲章51条による“軍事力行使の制限”

このように、限定的な自衛権の行使（個別的であれ、集団的であれ）にとどめているのは、国際紛争を当事国どうしではなく、あくまでも国際連合の主導の下に解決しようとするによるものである。

国内的にも国際的にも、時として常識をはるかに超えるような反理性的・反人道的な事件が発生する。

そのような場合に、どのような原則に基づいて事態の解決を図っていこうとしているのかをわかりやすく児童・生徒に解説し、また、そのような事件を再発させないための心構えや備えを自覚させることは、「生きる力」を育成するうえで避けてはならない取組みであろう。

（わかい・やいち＝上越教育大学教授）

### 問われている学校の危機管理体制！ “危機管理”研修テキスト三部作 好評発売中

- 『求められる危機管理能力』大石勝男編・2310円
- 『学校の危機管理マニュアル』菱村幸彦編・2310円
- 『危機管理の法律常識』菱村幸彦編・2310円

本紙はホームページでも閲覧できます  
<http://www.kyouiku-kaihatu.co.jp>

10月の研修図書

好評発売中！ 新教育課程具体化の基本マニュアル

教育開発研究所刊

学校5日制の教育課程をどう編成するか、具体的方法をわかりやすく提示！〔柴田義松編〕

## よくわかる新教育課程実践マニュアル

A5判230頁・定価2,310円

研修誌・図書の小社への直接注文は、無料FAX 0120-462-488をご利用ください（24時間受付・即日発送）